

# 鳥取県国際交流員（中国・国際観光担当）募集案内

## 1 目的

鳥取県の国際観光関係業務の企画・立案、翻訳・通訳業務に携わり、本県の国際観光の推進を図るとともに、地域住民との交流を通じて地域の国際化に資するため、国際交流員（中国語）を募集します。

## 2 募集人員

職 種	主 な 職 務 内 容	採用人数
国際交流員 (会計年度任用職員)	上海を中心とした中国からの誘客業務 ・ 県の国際観光関係業務の補助（企画立案、通訳、翻訳等） ・ 観光関連事業者、団体の事業活動に対する助言、参画 等	1 名

## 3 採用予定時期

令和2年7月13日（月）

## 4 任用期間

令和2年7月13日～令和3年3月31日（予定）

\* 国際交流員としての能力や勤務成績等が優秀と認められる場合、任用期間の更新（年度更新）が可能。

\* 予算成立等の状況によっては、採用予定者に決定されても採用にならない場合があります。

## 5 勤務条件

### (1) 給 与

・ 月額 280,000円（初年度）

### (2) 勤務条件

・ 勤務時間 月曜日～金曜日 8:30～16:30（休憩時間12:00～13:00）  
※週35時間勤務

・ 休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

・ 休 暇 年次有給休暇、特別休暇等（夏期休暇等）

※その他勤務条件の詳細については、鳥取県国際交流員任用要領に定めるところによります。

### (3) 勤務地

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課（鳥取市東町一丁目220番地）

### (4) 福利厚生

・ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

・ 条例に基づく公務災害補償制度があります。

## 6 受験資格

### ①年齢、性別、国籍不問

なお、日本国籍を有しない人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者は除く）は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意すること。

②知事等の外国賓客との面談や国際会議・レセプション等での通訳、鳥取県の観光や特産品の商談会等でのプレゼンテーション等を行うために必要な中国語（普通語及び上海語）及び日本語能力を有すること。なお、中国語（普通語）能力については、中国語（普通語）を母国語とする者又はそれと同等の能力を持つ者（中国語検定試験1級（一般財団法人日本中国語検定協会主催）合格者、HSK（新漢語水平考試）6級（中国国家漢語水平考試委員会主催）合格者等）を選考基準とし、日本語能力については、日本語を母国語とする者、日本語能力試験N1（公益財団法人日本国際教育支援協会主催）合格者又はこれに相当する日本語能力を有する者を選考基準とする。

- ③県が作成する中国語刊行物等の編集・翻訳・監修等を行うために必要な中国語（簡体字）能力を有すること。
- ④大卒又は大卒程度の学力を有する者。
- ⑤マイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイントを利用できる者。
- ⑥地方公務員法第16条に規定する次のいずれの項目にも該当しないこと。
  - ア) 経過措置としての準禁治産者（旧民法で浪費を原因とする準禁治産の宣告を受けた人）
  - イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ウ) 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 7 募集期間

令和2年3月24日（火）～令和2年4月22日（水）

- 郵送、持参又はEメールにより提出してください。（Eメールの場合、書類はPDF形式で提出してください。）
  - ※ 郵送又はEメールによる場合は令和2年4月22日（水）午後5時15分必着とします。
  - ※ 持参による場合の受付時間は平日の8：30～17：15です。
  - ※ 上記はすべて日本時間です。
  - ※ 郵送又はEメールの場合は、電話により期限内に到着したかどうかをご確認ください。
- 郵送の場合は、封筒の表に「国際交流員採用試験受験申込書類在中」と朱書きしてください。
- 一度提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

## 8 提出書類

- ① 受験申込書（受験申込書・受験票（写真貼付）ともに記入）
- ② 履 歴 書（必要事項を記入し、写真（受験票貼付のものと同じ）を貼付）
- ③ 写 真（縦40mm×横30mm）
- ④ 大学卒業証明書又は大卒程度の学力を有することを証明する書類（コピー可）
  - ※採用試験時に持参も可
- ⑤ 日本語と中国語（簡体字）による自己PR文（国際観光業務への思いについて日本語で800字程度のものを作成し、中国語（簡体字）に翻訳）
- ⑥ 受験票返信用封筒（定形封筒の表に受験票の送付先を明記するとともに、「受験票在中」と朱書きしたもの）（Eメールで提出した際は不要）
  - ※ 書類が中国語で作成されている場合には、すべてに日本語訳を添付してください。
  - ※ 記載事項に虚偽などの不正がある場合は受験が無効となります。また、記載事項に不備があった場合には、書類を受付できないことがありますので、ご注意ください。
  - ※ この他、選考のために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。
- ⑦ 母語と異なる言語（中国語又は日本語）の能力レベルを証する書類がある場合はコピーを提出すること

## 9 選考試験

### (1) 書類選考

履歴書及び自己PR文の記載内容を審査・点数化し、書類選考合格者を決定し、すべての応募者に郵送等で書類選考結果を4月24日（金）までに発送します。併せて書類選考合格者には試験案内を同封するとともに、必要に応じて査証申請用の招待状、身元引受書を本県から送付します。

### (2) 試験

- ①試験日 令和2年5月17日（日）
  - ・試験開始 11：00（受付 10：30～10：50）
  - 〔 筆記試験（翻訳） 11：00～12：00（60分） 〕
  - 〔 面接試験 13：00～ 〕

②試験会場 鳥取県庁第2庁舎4階第27会議室（鳥取市東町1-271）

### (3) 試験内容

科目	配点	内 容
筆記試験（翻訳）	100点	中国語（簡体字）・日本語の例文の翻訳試験 ※例文は試験当日に発表します。
面接試験	200点	人物や語学力についての個別面接試験 ※日本語、中国語（普通語）による面接試験のほか、上海語による簡単な日常会話も行います。

### (4) 合格者の決定方法

筆記試験（翻訳）、面接試験の得点の合計が高い順に決定します。  
試験結果については、令和2年5月22日（金）に受験者全員へ発送します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示内容等は次のとおりです。

- ア) 開示請求ができる人 原則として受験者本人（受験者が未成年の場合は法定代理人も可）
- イ) 開示の内容 試験の可否、合計得点、順位、試験種目ごとの得点（受験者のみ）
- ウ) 開示期間 合格発表日（令和2年5月22日（金））から1か月間
- エ) 開示場所 鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課（鳥取県庁本庁舎6階）
  - 試験結果の開示請求は、受験者本人が運転免許証、パスポートなど写真により本人が確認できるものを持参のうえ、直接開示場所へお越しください。
  - 電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。
  - 受験者本人が、病気等のやむをえない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。その場合も、受験者本人からの委任状及び代理人であることを証明できる書類をご持参ください。

### 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに受付をしてください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（HBまたはBの鉛筆、消しゴム）を必ず持参してください。
- (3) この試験に要する経費は受験者負担となります。
- (4) 試験当日の昼食は各自でご準備ください。

### 12 個人情報の取扱い

この試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考及び採用手続き以外には利用しません。

### 13 受験申込み・問合せ先

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220  
電 話 0857-26-7629 [受付時間 平日8:30~17:15]  
ファクシミリ 0857-26-8308  
電子メール kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp